花巻市有機農業実施計画

１．基本的な考え方

花巻市は、岩手県のほぼ中央部に位置し総面積は約 908 平方キロメートルで、西に奥羽山脈、東には北上高地の山並みが連なる肥沃な北上平野に位置し、市の中央部を北上川が流れるなど、季節ごとに変化に富んだ自然風景が広がっております。

近年、気候変動の影響は全国的に顕在化しており、異常気象による農作物被害が頻発するなど、今後、さらにその影響が拡大することが予測されています。

特に農林水産分野は温暖化の影響を受けやすく、気候変動による農林水産物の品質の低下や収量の減少等が懸念されております。

農林水産省は令和３年に策定した「みどりの食料システム戦略」において、持続可能な食料システムを構築するため、食料システム全体での環境負荷低減の取組や国民理解の醸成に向けて環境負荷低減の取組を推進しており、農業分野における温室効果ガスの削減について緊急かつ重要な取組と位置付けております。

このことから国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、環境負荷低減の取組が健康で豊かな暮らしに繋がるとの考え方のもと、温室効果ガス削減や生物多様性保全に資する「有機農業」を推進しようとするものです。

第２次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン（令和６年から令和 13 年）に掲げる将来都市像である「豊かな自然　安らぎと賑わい　みんなでつなぐ　イーハトーブ花巻」の実現に向けて、市内農業者と農業関係機関、団体、行政がそれぞれ連携し、環境に配慮した持続可能な農業の実現を目指します。

２．計画の位置付け

国は令和４年に「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（通称：みどりの食料システム法）」を施行しました。この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念を定めたもので、令和３年に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」及びこの法律の趣旨を踏まえ、地域の実情を見据えながら、花巻市の有機農業の今後の目指すべき方向性を示すため、花巻市有機農業実施計画を策定します。

３．計画期間

計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間とします。

ただし、状況の変化によっては計画期間の終了を待たずに変更を行います。

4．現状と課題

(1) 現状

市の水田面積は約 12,700 ヘクタールで、このうち「特別栽培米（※1)」の圃場が約 534 ヘクタール、「有機栽培（※2)」の圃場が約６ヘクタールで、有機栽培の耕地面積が水田面積に占める割合は全体の約 0.05 パーセントとなっています。（令和５年度末現在）

市内では慣行栽培（※3）に取り組んでいる農業者が大半を占めておりますが、中には減化学肥料や減農薬に取り組んでいる団体や農業者がいるほか、有機農業や無農薬栽培に取り組んでいる農業者がおります。

また、新規就農者が市外から移住し有機農業に取り組むケースがあるほか、近年、消費者から有機農産物を求める声が上がるなど、有機農業や有機農産物に対する関心が高まってきております。

（※1）地域の慣行栽培と比較し節減対象農薬の使用が５割減、かつ化学肥料（窒素成分）の使用が５割減による栽培を行っているもの。

（※2）環境保全型農業直接支払交付金の対象となっているもの。

（※3）慣行栽培とは、各地域で農家の多くが実践しており、法律に基づき農薬や化学肥料を正しく使用して栽培を行っているもの。

(2) 課題

令和６年８月に市民に対し実施した有機農業に関するアンケート調査及び関係機関、団体からの意見聴取により、次の課題が明らかになりました。

・生産者と消費者のネットワークがほしい
・栽培管理に手間がかかる、人手が足りない
・栽培技術の普及、指導が進んでいない
・品質低下や収量が上がらない
・有機農産物の価格が高い
・売っている場所が少ない、販路を拡大してほしい

5．有機農業の推進施策

(1) 生産の取組

① 有機農業に取り組む農業者を育成します

新規に有機農業に取り組みたい者や現在取り組んでいる農業者に対し、有機農業先駆者や岩手県の有機農産物等アドバイザー派遣事業を活用した研修会等実施による支援を行うほか、有機農業に係る情報提供を行い有機農業者の増加、取組面積の拡大を図る。

② 生産技術の実証を行います

有機農業における雑草対策等の課題に対し、省力化や低コスト化のためスマート農業技術等を活用した生産技術の検討や実証を行う。

③ 生産者間の情報交換を促進します

生産者間の情報交換会の場を設け、生産技術等の情報共有や日頃抱えている課題の解決を図る。

④ 環境保全型農業直接支払交付金の取組支援を実施します

環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」につい

て、事業の周知を図るとともに関係機関において制度説明や申請書類の作成支援を行う。

(2) 加工流通、消費の取組

① 有機農産物の流通体制づくりに取り組み、販路拡大を目指します

新たに産地直売所やスーパーに有機農産物販売コーナーを設置するための働きかけや、既存の有機農産物販売所を広く周知することで、市内で生産された有機農産物を購入できる環境を整備する。

② 生産者と消費者のネットワークを構築します

新たな販路の拡大や新商品、サービス開発に繋げるため、毎年、生産者・消費者へのアンケート調査を実施し、互いのニーズを把握する機会を設ける。また、年 1 回程度、意見聴取会（座談会）を開催する。

③ 有機農産物の施設への納入に取り組みます

保育施設、福祉施設、教育施設等で提供される給食等に関し、各施設の利用人数や年齢層、食材の量、調理人数、調理時間などの状況や食材に対するニーズを把握し、有機農産物の納入を進める。

(3) 普及・啓発、推進の取組

① ソーシャルメディアを活用した情報発信と情報共有に取り組みます

生産者が運営している Web サイト・メールマガジン・SNS を引き続き活用し、生産者や市民の活動の紹介、イベントなどの案内を発信する。

② イベント、セミナーを開催します

生産方法・生産コスト・環境保全など作り手を理解しながら多様な有機農業のあり方を学ぶため、市内の生産者を訪問する農園フィールドワークや勉強会を開催する。

③ 食育の推進に取り組みます

子どもの頃から有機農業の生産過程に対する理解のほか、有機農産物を通じて農業が有する多面的な機能について理解や意識醸成を図るため、子どもや保護者が生産者と交流する機会や有機農業に触れる機会を継続的に提供する。

6．目標

5 年後に目指す目標

(1) 取組面積(※環境保全型農業直接支払交付金対象者における有機農業の取組面積)

令和 6 年度実績：6 ヘクタール　→　令和 11 年度：13 ヘクタール

(2) 取組者数(※環境保全型農業直接支払交付金対象者における有機農業の取組経営体数)

令和 6 年度実績：5 経営体　→　令和 11 年度：8 経営体

(3) 保育施設、福祉施設、教育施設等へ有機農作物納入施設数

令和 6 年度実績：0 施設　→　令和 11 年度：30 施設

（市内の生産者が生産した有機農作物を納入した施設数をカウントする）

7．計画の推進体制

計画の実施体制については以下のとおりです。

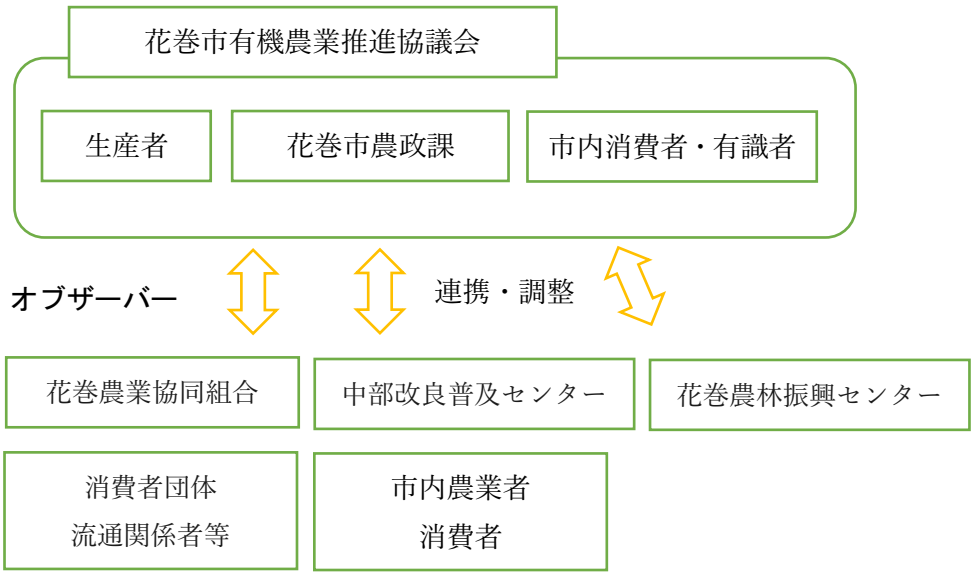

推進のための役割分担

① 協議会の役割

有機農業を推進するため中心的な役割を担います

② 行政の役割

・有機農業を円滑に推進するため、事業運営において生じる関係機関との調整を行います

・市ホームページや SNS を活用し、協議会の活動やイベントの案内などを広く周知します。

・国や県の事業に関する情報収集を行い、協議会へ情報提供するなど支援します。

8．資金計画

計画期間である 5 年間の財源内訳、支出内訳は次のとおりです。

■財源内訳

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
合計	2,200 千円	4,225 千円	2,200 千円	2,200 千円	2,200 千円
交付金	2,000 千円	4,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円
協議会負担分	200 千円	225 千円	200 千円	200 千円	200 千円

■支出内訳

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
合計	2,200 千円	4,225 千円	2,200 千円	2,200 千円	2,200 千円

区分	1. 検討会・調査活動 450 千円（※事務局委託費含む） 2. 生産技術講習会、農園フィールドワーク、講演会 1,200 千円 3.情報発信・web サイト運営 550 千円	1. 検討会・調査活動 450 千円（※事務局委託費含む） 2. 生産技術講習会、農園フィールドワーク、講演会 915 千円 3.情報発信・web サイト運営 510 千円 4.オーガニックフェスタ開催 2,350 千円	1. 検討会・調査活動 450 千円（※事務局委託費含む） 2. 生産技術講習会、農園フィールドワーク、講演会 1,200 千円 3.情報発信・web サイト運営 550 千円	1. 検討会・調査活動 450 千円（※事務局委託費含む） 2. 生産技術講習会、農園フィールドワーク、講演会 1,200 千円 3.情報発信・web サイト運営 550 千円	1. 検討会・調査活動 450 千円（※事務局委託費含む） 2. 生産技術講習会、農園フィールドワーク、講演会 1,200 千円 3.情報発信・web サイト運営 550 千円

９．その他

用語解説

○みどりの食料システム戦略とは

健康な食生活や持続的な生産、消費の活発化や ESG 投資市場の拡大に加え、諸外国でも環境や健康に関する戦略を策定するなどの動きが見られ、このような SDG s や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料、農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっている。このため、農林水産省において食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定した。

（出典：農林水産省ホームページ「みどりの食料システム戦略とは」（最終アクセス 2024 年 10 月 16 日））

○みどりの食料システム法とは

環境と調査のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るもの。

（出典：農林水産省ホームページ「みどりの食料システム法について」（最終アクセス 2024 年 10 月 16 日））

○有機農業（オーガニック）とは

平成 18 年度に策定された「有機農業推進法（※注１）」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業という。」と定義されている。（注１：有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号））

（出典：農林水産省ホームページ「有機農業とは」（最終アクセス 2024 年 10 月 16 日））

○環境保全型農業直接支払交付金とは

農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献するため、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国と地方公共団体から補助金を交付し支援する制度として平成 23

年から実施している。平成 27 年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境にやさしい農業」に取り組む農業者を支援している。

（出典：農林水産省「環境保全型農業直接支払交付金　令和６年度取組の手引き」）

○有機 JAS 認証とは

JAS 法に基づき、「有機ＪＡＳ」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機ＪＡＳマーク」の使用を認める制度。

農産物、畜産物及び加工食品は、有機ＪＡＳマークが付されたものでなければ、「有機○○」「オーガニック○○」等と表示できない。

（出典：農林水産省ホームページ「有機食品の検査認証制度（有機ＪＡＳ制度について）」（最終アクセス 2024 年 10 月 16 日））

○特別栽培農産物とは

その農作物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物です。節減対象農薬と化学肥料双方の節減が必要です。なお、節減対象農薬を使用しなかった場合、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」との表示になります。

（出典：農林水産省ホームページ「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」（最終アクセス 2024 年 10 月 16 日））